

かながわこどものみらい応援団規約

(名称)

第1条 この会は、かながわこどものみらい応援団という。

(目的)

第2条 かながわこどものみらい応援団（以下「みらい応援団」という。）は、県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、こども一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者のみなさんを支援し、社会全体でこどもを育てることができる環境を整備し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる神奈川県の実現を目的とする。

2 みらい応援団は、神奈川県こども目線の施策推進条例第27条における推進体制、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策地域協議会及びこども基本法第13条第3項に基づく協議会として位置づける。

(事業)

第3条 みらい応援団は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主的なこども・子育て支援活動を推進すること。
- (2) こどもや子育てに配慮した環境整備を促進すること。
- (3) こども・子育てに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) こども・子育てに関する広報、啓発を実施し機運醸成を行うこと。
- (5) こども・子育てに関する専門人材を育成すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 みらい応援団は、団体及び個人で構成する。

- 2 みらい応援団に入団しようとし、又は退団する団体等は、その旨を会長に届け出るものとする。
- 3 みらい応援団を構成する者が、みらい応援団の目的に反する行為をするなど除名すべき正当な事由があるときは、幹事会の決定によりその者を除名することができる。

(参加基準)

第5条 みらい応援団の構成員（以下「応援サポーター」という）となる団体は、みらい応援団の活動趣旨に賛同するものとする。ただし、公序良俗に反する活動を行っている企業・団体等は除くものとする。

- 2 みらい応援団の応援サポーターとなる個人は、みらい応援団の活動趣旨に賛同し、かつ、子ども・子育て支援に関する活動実績が認められる者、又は、その他会長がふさわしいと認める者とする。

(特別職)

第6条 みらい応援団に特別職として団長及びスペシャルサポーターを置く。

2 団長は、神奈川県知事とする。

3 スペシャルサポーターは、神奈川県議会議長とする。

(役員)

第7条 みらい応援団に会長及び副会長を置く。

2 会長は、みらい応援団を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代行する。

4 会長及び副会長は、幹事会の決定により定めた者とする。

5 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、会長及び副会長が欠けた場合における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長及び副会長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(幹事会)

第8条 みらい応援団の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が定めた幹事20名程度をもって構成する。

3 会長は、幹事会を招集し、その議長となる。

4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 幹事会は次の事項を審議する。

(1) 活動方針に関すること。

(2) 規約の改廃に関すること。

(3) その他重要な事項

(事務局)

第9条 みらい応援団の事務局を神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課内に置く。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進協議会規約の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会規約(以下「旧規約」という。)は、廃止する。

(旧規約の廃止に伴う経過措置)

3 この規約の施行の際現に旧規約第4条第1項に規定する団体及び個人は、特段の事由がない限り、第4条第2項の入団の届出を行ったものとみなす。

4 この規約の施行前の「かながわ子どものみらい応援団」に参加していた団体は、特段の事由がない限り、第4条第2項の入団の届出を行ったものとみなす。

(入団の届出の省略)

- 5 神奈川県こども目線の施策推進条例第 29 条に基づく認証を受けている事業者、「かながわ子育て応援パスポート」登録事業者、及び「かながわこどもまんなかプロジェクト」協力事業者・団体については、特段の事由がない限り、第 4 条第 2 項の入団の届出を行ったものとみなす。

附 則

(改正期日)

この改正は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。